破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第５３４号

兵庫県姫路市豊富町甲丘３丁目1693番地16
アーバンコンフォート518
債務者　中塚　弘之
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　由佳
4　破産債権の届出期間　平成22年10月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月９日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２０１号

鳥取県鳥取市国府町玉鉾259番地、旧住所鳥取県鳥取市国府町玉鉾259番地４
債務者　丸山　節夫
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本美恵子
4　破産債権の届出期間　平成22年10月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月14日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２６３号

函館市柏木町６番33号
債務者　小島　康子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３４１号

北海道北斗市東浜１丁目８番24号
債務者　冨田　敬子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３５６号

函館市富岡町２丁目50番18―101号
債務者　風間　眞一
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２２５２号

名古屋市中川区一色新町２丁目1311番地　プラシード・カーサⅡ103号
債務者　岩田　達也
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５２４号

名古屋市中村区高道町２丁目３番19号
債務者　岩田　考二
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５５５号

愛知県北名古屋市中之郷北151番地２　ルナハイツＡ203号
債務者　宮原　　明
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２号

和歌山県田辺市下万呂947番地の６
債務者　玉置　　育
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第５９号

愛媛県大洲市平野町平地370番地
債務者　戎池　　透
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時40分
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第６１号

愛媛県大洲市平野町平地370番地
債務者　戎池　里美
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時40分
松山地方裁判所大洲支部

破産手続開始中更正

平成２２年（フ）第６１０号

兵庫県姫路市神子岡前１丁目11番15号
破産者　姫路塗装株式会社
代表者代表取締役　眞岡　俊朗
1　主文　当裁判所が平成22年８月12日になした破産手続開始決定中、破産者の住所につき「兵庫県姫路市神子岡前町１丁目11番15号」とあるのを「兵庫県姫路市神子岡前１丁目11番15号」と更正する。
2　決定年月日　平成22年９月３日
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第４７６号

熊本市白藤１丁目20番１号
破産者　島田　秀一
1　主文　当裁判所が平成22年６月７日午後４時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「熊本市田崎１丁目５番115号」とあるのを「熊本市白藤１丁目20番１号」と更正する。
2　決定年月日　平成22年７月26日
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１６０号

千葉県君津市外箕輪１丁目10番18号
破産者　白石畜産ミート株式会社
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第８７２４号

東京都中央区築地５丁目２番１号
破産者　有限会社三孝商店
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部